

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成30年11月分)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処内分	内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社鈴木工業（法人番号3430001008368）代表者鈴木光良	北海道札幌市手稲区稲穂2条5丁目6-10	本社営業所	北海道札幌市手稲区稲穂2条5丁目6-10	H30.11.20	文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	平成30年11月14日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）	0	0
2	株式会社大運（法人番号246010100826）代表者原田勝文	北海道帯広市東10条南11丁目1-17	本社営業所	北海道中川郡幕別町字千住397-31	H30.11.21	文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他5件	平成30年10月26日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。（1）健康状態の把握義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、（2）運転者台帳の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、（3）運転者に対する指導監督の記録保存違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、（4）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、（5）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）、（6）法人の役員（社員）の変更未届出違反（貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項）	0	0
3	モス物流プランニング株式会社（法人番号9430001029359）代表者森正廣	北海道札幌市豊平区月寒東1条20丁目4-19	本社営業所	北海道札幌市豊平区月寒東1条20丁目4-19	H30.11.28	輸送施設の使用停止（10日車）		貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項	平成30年5月29日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）	1	1

